## 15 防災気象連絡会会則【危機管理本部】

(名称)

第1条 本会の名称を「防災気象連絡会」とする。

(目的)

第2条 本会は、横浜地方気象台と、横浜地方気象台が発表する防災気象情報を 業務に活用している防災機関及び報道機関並びにその他の地域防災に係 る関係機関が相互に理解を深めて連携を強化し、防災気象情報の迅速か つ的確な伝達、平常時における防災知識の普及、防災気象情報の内容に 対する理解の促進等により、自然現象等に起因する災害の防止・軽減並 びに災害が発生した場合の被害の拡大防止を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、横浜地方気象台が発表する防災気象情報を定常的に入手し、当 該機関の業務に活用している神奈川県内の防災機関、報道機関並びにそ の他の地域防災に係る関係機関をもって構成する(別紙)。

(代表)

第4条 本会の代表は、横浜地方気象台次長をもってこれにあてる。

(出席者)

第5条 出席者は原則として実務担当者とする。

(事務局)

第6条 横浜地方気象台に事務局を置く。

(運営)

第7条

- (1) 開催等に係る諸事は事務局が行う。
- (2) 実務担当者間での情報交換や体制等の相互認識、防災知識や防災気象情報に関する相互理解を深めるため、定例的に「年1回」開催する。ただし、事務局が必要と認めた場合には臨時に開催することができる。
- (3)会場は、事務局の選定した場所とする。
- (4) 運営に要する費用は、横浜地方気象台が負担する。但し、参加に必要な 交通費等は除く。

(付則)

この会則は平成17年4月1日から実施する。

改正 平成 17 年 5 月 27 日 平成 18 年 5 月 31 日 平成 21 年 6 月 16 日 平成 23 年 5 月 31 日 平成 28 年 3 月 15 日 平成 30 年 6 月 6 日 令和 3 年 12 月 10 日 令和 4 年 6 月 6 日 令和 5 年 6 月 9 日 令和 6 年 6 月 7 日

## 防災気象連絡会構成機関

国土交通省関東運輸局

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所

第三管区海上保安本部

横須賀海上保安部

横浜海上保安部

横浜地方気象台

神奈川県くらし安全防災局

神奈川県県土整備局河川下水道部

神奈川県県土整備局道路部

神奈川県警察本部警備部

神奈川県水産技術センター

神奈川県総合防災センター

横浜市環境創造局

横浜市港湾局港湾管理部

横浜市総務局危機管理室

横浜市消防局警防部

川崎市危機管理本部危機対策部

相模原市危機管理局

日本赤十字社神奈川県支部

ENEOS株式会社根岸製油所

東京電力パワーグリッド株式会社神奈川支店神奈川給電所

首都高速道路株式会社神奈川管理局

小田急電鉄株式会社

京浜急行電鉄株式会社

相模鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社横浜支社

東日本電信電話株式会社 神奈川事業部

株式会社アール・エフ・ラジオ日本

株式会社テレビ神奈川

横浜エフエム放送株式会社

日本放送協会横浜放送局

朝日新聞社横浜総局

神奈川新聞社

いであ株式会社

株式会社アース・ウェザー

株式会社サーフレジェンド

株式会社東洋信号通信社

株式会社日本気象コンサルティング・カンパニー

株式会社フランクリン・ジャパン

株式会社ライズシステム

株式会社サニースポット

株式会社メテオテック・ラボ

有限会社ウェザーメディア